

# 特定非営利活動法人等の方々へ

福祉医療機構の福祉貸付事業は国の福祉政策に即した民間の社会福祉事業施設等に対し、長期・固定・低利の融資を行っています。

平成26年度から特定非営利活動法人や営利法人等の方々に対する融資対象施設及び無担保貸付制度の拡充を行いましたのでお知らせします。

## ＜融資の内容＞※平成26年度から認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）、小規模保育事業を追加しました。

	高齢者関係施設 （代理貸付）※1	保育関係施設 （直接貸付）	障害者（児）関係施設 （直接貸付）
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・老人デイサービス事業</li> <li>・老人短期入所事業</li> <li>・複合型サービス福祉事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・<b>認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）※2, 3</b></li> <li>・<b>小規模保育事業※2, 3</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所</li> <li>・障害児通所支援事業所</li> </ul>
融資率	70%（90%※4）	90%	80%
貸付利率	<a href="#">金利については、こちらをご覧ください。</a>		
償還期間 （据置期間）	20年以内（2年以内）※5		
担保	原則、機構第1順位による不動産担保が必要		
保証人	保証人不要制度※6又は個人保証を選択		

- ※1 高齢者関係施設をご検討の場合、代理貸付の取扱いとなり、福祉医療機構受託金融機関（機構のホームページをご参照ください）が窓口となります。
- ※2 認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）とは、事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を見込む施設をいいます。小規模保育事業とは、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける満3歳未満児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下である施設をいいます。
- ※3 安心こども基金又は平成26年度保育緊急確保事業費補助金の補助を受けることが条件となります。地方公共団体独自の補助金等（認証保育所補助金等）の場合は融資の対象となりません。
- ※4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備する施設については、90%となります。
- ※5 都市部において認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス福祉事業所、保育所又は障害福祉サービス事業所の整備を行う場合には30年以内（3年以内）となります。対象地域等の詳細は下記までお問い合わせください。
- ※6 保証人不要制度は、貸付利率に0.05%を上乗せすることにより個人保証を不要とする制度です。

## ＜保育関係施設に対する無担保貸付制度の拡充について＞

上記の保育関係施設への融資について、不動産担保の提供が困難な賃借物件による施設開設資金等※へ無担保貸付制度の拡充をしました。※設置・整備資金に限ります。



### 【無担保貸付金額】

平成25年度まで	平成26年度から
300万円	3,000万円 ※

※ 貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常利率に上乗せとなります。（貸付金額500万円以下は利率の上乗せはありません。）

【詳細につきましては、以下にお問い合わせください】

★東日本:東京本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL: 03-3438-9298

★西日本:大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL: 06-6252-0216

※代理貸付の場合は、全て東京本部での取扱いとなります。

★福祉医療機構ホームページ

⇒ <http://hp.wam.go.jp/guide/fukushikashitsuke/tabid/146/Default.aspx>

福祉医療機構

検索

クリック!